

R6.2月現在の状況で作成しています。今後の事業の進捗状況や国及び県の動向により、変更される部分も生じる可能性があることをご了承ください。

※学校教育活動として行うものを「部活動」、地域に移行して行うものを「地域クラブ」として標記しています。また、ここで言う「地域クラブ」は、土浦市地域クラブ活動推進協会が運営する「土浦市地域クラブ Blue Ocean」を指します。

Q 1 : 地域移行では、すべての部活動が地域に移行されるのですか。

A 1 : 中学校・義務教育学校（以下、「中学校」）のすべての部活動が対象です。スポーツ庁・文化庁では、令和5～7年度を改革推進期間として段階的に移行し、令和8年度からは休日の部活動をすべて地域に移行することを目標としています。本市では、令和5年度10月からスポーツ庁の実証事業として一部の競技（軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール）において先行実施しています。平日部活動の地域移行については、休日部活動の地域移行の進捗状況や、国及び茨城県から示される指針等に鑑みながら、今後、さらに検討していくことが必要となります。

Q 2 : 地域クラブでは、学校の部活動以外の種目も活動することができますか。

A 2 : 「部活動の地域移行」と「持続可能な部活動」の両観点から、本市では、土浦市立中学校（義務教育学校含む）にある部活動を拠点校化し、地域クラブ化することを目指しています。自分の通う学校にない種目でも他校にあれば参加が可能になる場合があります。

Q 3 : 地域移行後の活動は、異なる中学校の生徒と同じ地域クラブで活動するのですか。

A 3 : 市全体を見ると、単一校での部活動の運営が厳しい状況にあるため、本市では地域クラブを複数の学校の生徒で構成する拠点校方式を基本としているため他校の生徒とも一緒に活動することになります。ただし、一緒に活動する学校や活動場所については種目により異なります。

Q 4 : 中学校の部活動に所属していますが、地域クラブの活動はどのように選択すればよいですか。

A 4 : 本市では、「部活動の地域移行」と「持続可能な部活動」の両立を図るため、中学校で所属している部活動と同じ種目の地域クラブへの参加を奨励しています。希望参加であるため、異なる種目へ参加することや、休日は地域クラブに参加せずに趣味や学習の時間等を増やすことも考えられます。また、部活動には所属せず休日の地域クラブのみに参加することも考えられます。

Q 5 : 地域クラブの活動に参加する場合、自転車での移動は可能ですか。

A 5 : 地域クラブの活動は隣接する複数の学校での拠点校方式を基本としているため、活動場所はいずれかの学校もしくは近隣の施設で行われます。保護者の送迎が難しい場合は、自転車もしくは公共交通機関での移動も考えられます。ただし、自転車での移動の場合は、ヘルメットの着用等の安全対策を十分に行うとともに、万が一の保険について検討しておく必要があります。

※Q24、25も参照。

Q 6 : 休日の地域クラブの活動回数や時間はどのくらいですか。

A 6 : 休日の地域クラブの活動内容については、運営団体が管理することになりますが、中学生の発達段階を考慮し、適切な回数や時間を設定する必要があります。具体的には、学校管理下での『部活動の運営方針』は適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮や平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、『地域クラブ活動ガイドライン』や『部活動の運営方針』等に準拠し活動時間や休養日を定めるべきであると考えます。したがって、土日のいずれか1日、3時間が基本となります。

Q 7 : 地域クラブでの活動は、参加費用が掛かりますか。

A 7 : 運営団体のクラブ運営に必要な経費については受益者負担が原則となるため、一定の参加費（年会費や活動費）が掛かります。本市では、クラブを運営する団体への補助金等の措置を含め、なるべく参加者の過重負担とならないような体制づくりを推進しています。

Q 8 : 実証事業で先行実施する地域クラブ活動でも、参加費用が掛かりますか。

A 8 : 実証事業は国からの委託事業であるため、事業推進に係る費用の一部を委託料で賄っています。また、移行期間中は本市の補助金も活用することで、受益者の負担を極力抑えた形で実施します。

Q 9 : 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の減免等の措置はありますか。

A 9 : 国でもそれらの減免措置への検討がなされていますが、具体的な措置については未定です。本市でも今後の国や県の動向を見ながら、さらに具体的な方策等について検討していきます。

Q 10 : 地域クラブとして、中学校体育連盟等が主催する大会に出場することができますか。

A 10 : 日本中体連の大会に地域クラブ等での出場が可能になりました。茨城県内の大会についても、同様です。その他、種目や連盟により条件等が定められておりますので、詳細については、各連盟や専門部から出されている要項等の確認が必要となります。なお、出場登録の際に、いずれか1チーム（団体）からしか出場できないことに留意が必要です。

Q 11 : 休日は地域クラブで活動していても、大会等には学校の部活動で参加することはできますか。

A 11 : 平日に学校の部活動をこれまで通り行っている場合、学校の部活動として大会等に参加することは当然可能となります。学校での部活動が単独でチームを組めないなどの状況にあったとしても、合同チーム（複数校でチームを編成）として学校の部活動で参加することも可能です。ただし、合同チームでの参加については各大会規定等を確認する必要があります。また、A10で記載のとおり、地域クラブにも参加している場合、大会にはいずれか1チームからしか出場できないことにも留意が必要です。ただし、本市においては、当面の間は大会等への参加は学校単位が基本となります。

Q 12 : 中体連等の連盟主催以外の地方大会等への参加は学校の部活動で参加になりますか。

A 12 : 当面の間は、大会参加は学校部活動が基本となりますが、大会等により参加条件が異なるため地域クラブでの参加については、各大会等の主催者への確認が必要となります。

Q 13 : 練習試合などはどのように組むようになりますか。

A 13 : 休日の活動は地域クラブ活動となるため、休日に行う練習試合も原則としてクラブ単位での活動となります。地域クラブ同士で組んだり、活動拠点に他市町村の学校を招いたりする方法が考えられます。ただし、必要性が認められる場合などに学校単位で参加することを含め、具体的な実施方法等については実証事業を通して検証していく必要があります。

Q 14 : 地域クラブに入会する時期については、期限がありますか。

A 14 : 本市では、「持続可能な部活動」をめざし、学校にある部活動種目を基本に地域クラブ活動を実施します。そのため、部活動同様に年度当初の入会を前提としておりますが、入会は任意であり、時期についても特別制限はありません。ただし、大会等への参加のための手続きに期限がある場合もありますので、事務局や運営団体等に確認するなど留意が必要です。

Q 15 : 中学3年生（本市では9年生）は、いつまで活動に参加することができますか。

A 15 : 部活動との連携・連動の観点からは総体等の最後の大会が終わるまでが1つの区切りとなり、活動の主体が中学1・2年生に移りますが、大会の時期や参加方法等が種目や学校により異なるため、現状では半期（4～9月）の参加を想定しています。一方で、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動の奨励という観点からは、活動したいというニーズに応える必要もあり、活動時期や内容、参加費の負担等の具体的な参加条件、参加方法等について検討しています。

Q16：現在小学生ですが、今活動している少年団等のクラブは、中学生になっても活動できますか。

A16：本市では、地域クラブの活動を学校の部活動種目で想定しているため、少年団等の活動がそのまま延長するわけではありません。ただし、指導者については、現在活動している少年団等のクラブの指導者が地域クラブの指導者として指導することは考えられます。

Q17：県立や私立の中学校（中等教育学校含む）に通っている生徒も参加することはできますか。

A17：県立・私立の学校については、各学校設置者が計画する部活動地域移行の方針に則る必要があるため、在籍する学校とも十分に協議をして判断する必要があります。また、参加に係る条件等が個別に異なることもあるため、運営団体を含む関係者間で十分に協議したうえで合意を得る必要があります。

Q18：地域クラブの活動は、高校生になってからも参加することができますか。

A18：現時点では、対象は中学生となります。県立及び私立の高校部活動の地域移行については、茨城県が調整を進めているため、その進捗状況により検討する内容となります。

Q19：地域クラブでは、誰が指導にあたるのですか。

A19：地域クラブの指導は専門的な知見をもつ地域指導者が行うこととなります。ただし、希望する教職員が兼職兼業の許可を得て、地域指導者として指導にあたることも想定されます。特に、移行期間については平日の部活動との指導の一貫性の確保や他の部活動との整合性の観点から、兼職兼業を希望する教職員を中心に指導者を配置する必要があると考えます。

Q20：現在、部活動指導員として勤務していますが、来年度以降、部活動指導員として地域クラブの指導をすることはできますか。

A20：部活動指導員は、学校の部活動顧問に代わり部活動の指導を行うために配置されているため、部活動指導員として地域クラブでの指導はできません。ただし、平日は部活動指導員として学校で勤務し、兼職兼業の形で休日は地域指導者の立場で指導にあたることは差し支えありません。
※立場が違うことを明確にし、指導にあたることが求められます。

Q21：兼職兼業で指導者として指導にあたる場合、どのような手続きが必要ですか。

A21：兼職兼業の許可は、主たる職業の従事先にて出すこととなりますので、各事業所や雇用主に確認してください。兼職兼業を希望する教員については、服務監督教育委員会（土浦市立学校は土浦市教育委員会）が許可を出すこととなりますので、指定の様式にて必要書類を提出して承認を得る手続きが必要です。

Q22：地域クラブの指導者として従事するために、必要な資格等がありますか。

A22：部活動から地域クラブへ移行するメリットの一つに専門的な指導が受けられる点があげられることから、専門的な知見や指導スキルが求められると考えます。また、中学生を対象に指導することになるため、子どもの心身の成長を支えるノウハウも必要となります。そのため、各競技団体等による指導者資格や教員免許等が資格として考えられます。ただし、本市では1つのクラブに複数の指導者を配置していますので、特別な資格がなくても指導経験等によっては指導に携わることもあり得ます。なお、指導者には、必ず指導者研修等を受けていただきます。

Q23：指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。

A23：指導者についても、指導中の事故等が想定されますので適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で従事する場合でも、立場は教員ではなく、学校管理下の事故でもありませんので、別途、保険に加入する必要があります。内容についても、指導者としての指導や審判等の活動まで保障するものであることが望ましく、参加生徒同様に運営団体を通して加入する必要があります。

Q24：地域クラブの活動において、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなりますか。

A24：活動を運営する団体等が責任を負うことになると思います。そのため、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付とは別に、運営団体を通して活動内容に見合った保険に加入することが必要となります。

Q25：地域クラブで加入する保険も行き帰りの途中での事故等も対象になりますか。

A25：加入する保険にもよりますが、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付と同等の保険への加入が適切と考えております。したがって、運営団体においては、保険の適用範囲に行き帰り途中の事故を含むかについても十分に確認し、選択・加入することが望ましいと思います。

Q26：地域クラブの活動においても、部活動ガイドライン（運営方針）が定める活動時間や休養日を遵守しなければならないですか。

A26：学校管理下ではないため、部活動ガイドライン（運営方針）は適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、部活動ガイドラインに準拠して、指導を行うことが適切であると考えます。

Q27：地域移行のことがよくわからないが、地域住民への周知はどのようにされているのですか。

A27：地域移行の全体像については、市の広報誌や市教育委員会 HP で周知を図っています。実証事業を含む具体的な取組については、対象となる児童生徒及びその保護者、学校関係者、部活動関係者等に対して説明動画やリーフレットを作成し周知を図っています。リーフレットについては、市教育委員会 HP にも掲載しており、今後も、新たな情報や事業の進捗情報等を更新していく予定です。